

強者の戦略

こんにちは。日本史の岡上です。みなさんうまく解答できましたか？

今回取り上げた東大日本史の第2問は「豊臣秀吉の惣無事令」をテーマとした問題でした。ともすれば豊臣秀吉の政策の説明に終始してしまいがちですが、この問題には「**中世社会から近世社会にかけての転換点をどのようにとらえるか**」というテーマが根底にあります。

ちなみに着眼点は違うものの、今回のような中世社会と近世社会の転換点を問う問題は、過去にも出題されています（下記参照）。

1996年 [2] 守護大名・戦国大名と国人

1988年 [1] 守護大名と戦国大名の違い

そこで惣無事令を中世社会から近世社会の転換点という視点で考えるためにも、まずは「**自力救済から裁判へ**」という中世から近世にかけての法制の流れに着目してお話してみたいと思います。

<自力救済から裁判へ>

(1) 自力救済とはなにか？

「お父っつあんのカタキ〜！」と短刀を持って飛びかかる娘、それをひらりとかわす悪人。周囲は「娘、がんばれ！」と手に汗握る。時代劇なんかで、よくある一幕ですね（ちょっと古いか…）。

ただこの「敵討ち」、よくよく考えると現在の法律では決して許された行為ではないですね。仮に敵討ちに失敗したとしても殺人未遂…、成功したら娘は立派な(?)殺人犯になってしまいます。それでも娘に肩入れしてしまうのは、日本が歴史的に敵討ちなどの「**自力救済**」(何らかの権利を侵害された者が、公権力によらず実力をもって権利回復をはたすこと)に正当性をもたせ、また社会通念として認めてきたことにあると考えられます。

(2) 中世：自力救済の社会

中世の社会では自力救済が通念として認められていたと考えられています。もちろん中世には御成敗式目をはじめとする武家法や公家法・本所法といった公権力が定める法が存在するので、その存在を否定するような自力救済を好ましいものとは考えていなかったようですが、おおむねその行為は一般慣習に従って黙認されていたようです。

例えば、南北朝時代の諺に「獄前の死人、訴えなくんば検断なし」というものがあったそうです。この諺は、「たとえ牢獄の前に死体が転がっていても、それが訴訟として持ち込まれない限り、公権力は刑事事件として処理しない」というもので、当時の裁判が「当事者主義」を原則としており、当事者から訴訟の提起がない限り、公権力が独自に捜査を行ったり、犯人を逮捕するということはなかったということを示しています。ですから、敵から危害を加えられた者は、**公的な裁判に訴え出るのも、自力救済を行うのも、その選択は全く自由**だったようです。もちろんその際、自力救済を選んだとしても、相手側が訴訟を行わない限り、公権力はまったく関知しないわけで、**自力救済は放任されていた**と考えられます。

さらに戦国時代にさしかかると、戦乱による朝廷・幕府の権威低下や公的な法そのものの不備により公権力に対する信頼が失墜して、あらゆる階層において自力救済が中心的に行われていたと考えられます。

(3) 戦国時代：喧嘩両成敗法の登場

戦国時代には各地で戦国大名が分国を形成し、社会が流動化する一方で、一定の社会秩序の回復が求められました。それは法制面では**自力救済をいかに克服するか**ということでもありました。そして、その状況下において「**喧嘩両成敗法**」が誕生することになります。

喧嘩両成敗法を明文化した最初の分国法は、1526年制定の「**今川仮名目録**」です。

強者の戦略

【今川仮名目録】

一. ① 喧嘩におよぶ輩、理非を論ぜず、両方ともに死罪に行うべきなり。② はたまた相手取り懸くるといふとも、勘忍せしめ、あまつさえ疵をかうむるにをいては、事は非儀たりといふとも、当座穩便のはたらき、理運たるべきなり。

(訳)

①喧嘩をした者は、喧嘩の理由に関わらず、(原則として)当事者双方をとともに死罪とする。

②(ただし)たとえ相手から攻撃されたとしても、我慢して、その結果、相手から傷つけられた場合は、もし傷つけられた側に喧嘩の原因があったとしても、その場で応戦しなかったことに免じて、(今川氏の法廷に訴え出れば、今川氏は)負傷した側を勝訴とする。

さて、①の部分では喧嘩の当事者に対して「理非」を問わず双方とも「死罪」を行う、という文字通りの「喧嘩両成敗法」が規定されています。ただし、ここで注意しなければならないのは、**喧嘩両成敗法を実現することが戦国大名の最終目的ではない**ということです。

そもそも、あらゆる事件を喧嘩両成敗法で裁くのであれば、両成敗という判決がすでに定められているわけで、公権力による裁判は全く必要なくなってしまう。ですから、ここで注目しなければならないのは①に続く②の部分です。

②の部分では喧嘩を仕掛けられても応戦せず、今川氏の法廷に訴え出ることが推奨されており、応戦せずに大名に訴え出たものに対しては、たとえその者に攻撃される相応の理由があったとしても、その者を勝者とする規定がなされています。つまり、戦国大名たちの真の目的は喧嘩両成敗法を実現することではなく、あくまで**喧嘩を未然に抑止し、トラブルが起こった際には自力救済の選択肢を捨てて、戦**

国大名の裁判権に服させるというところにありました。つまり公権力による公正な裁判を実現していく、それこそが「喧嘩両成敗法」が定められた目的でした。

(4) 近世：秀吉の惣無事令

諸国の大名を糾合して全国統一に乗り出した豊臣秀吉も、今川氏などの戦国大名と同様に自力救済を抑止して、自身の裁判権を確立することを目指しました。そして、秀吉の行った紛争解決策として重要なものに「**惣無事令**」があります。

惣無事令は、諸国の大名に対して発せられた私戦禁止の命令で1586年に最初に出されました。「惣」は広い範囲、「無事」とは「有事(戦争)」の反対の意味ですから、この法令を現代語訳すれば「広域平和令」ということになります。その具体的な目的としては、戦国時代以来の戦国大名間の領土紛争を凍結させ、不満ある場合は秀吉の法廷に訴え出ることを促すというものでした。つまり、**戦国大名が目指した自力救済の克服を全国レベルに拡大させたもの**と言えます。ちなみに小田原の北条氏などは、この惣無事令に違反したために秀吉によって「征伐」を受けることになるわけで、秀吉の軍事力を背景に、相応の実行力を伴った法令でもありました。

そして、豊臣秀吉はこの惣無事令を背景に全国統一を成し遂げるわけですが、その後1600年の関ヶ原の戦いで政権は徳川家康に移りました。豊臣政権を受け継いだ江戸幕府は、惣無事令の論理も受け継ぎ**公権力による裁判を基準とする近世社会の秩序**を生み出していくことになりました。



強者の戦略

<問題の解答解説>

以上、中世から近世にかけての自力救済から裁判へという一連の流れを把握することができたでしょうか？それではそろそろ問題の解答解説に入りたいと思います。

第1回でも指摘したように東大日本史の基本は、設問・資料文から情報を正確に導き出すことでしたね。

設問Aより

テーマ：

- ①秀吉は戦乱の原因をどのようにとらえていたか
- ②秀吉は戦乱の解決のためどのような方針でのぞんだか

この設問では、戦乱の原因と解決方法が問われていますので、関連する資料文としては(1)、(2)、(3)があげられます。次に資料文から必要な情報を読み取っていきます。

資料文(1)より

- ①「国や郡の境目争いについては、双方の言い分を聴取して、追って決定する」
- ②「敵も味方も戦いをやめよ」
- ③「もしこれに応じなければ、直ちに成敗するであろう」

まず①の部分から問題のテーマである「戦乱の原因」を読み取ることができますね。そうです、「国や郡の境目争い＝領土紛争」がその原因ですね。それに対する秀吉の態度ですが、まず①「双方言い分を聴取して、追って決定する」とあり、これが中世社会の紛争解決の慣習であった自力救済を否定し、秀吉の裁定（＝公権力）を受けるよう促していることは分かりますね。また、②「敵も味方も戦いをやめよ」とあり、秀吉の裁定を受ける前提として現状

の紛争を凍結することを求めています。そして、③「もしこれに応じなければ、直ちに成敗するであろう」とあり、従わない場合は武力による制裁も辞さないという方針でのぞんだことが読み取れます。

次に資料文(2)を見ていきます。

資料文(2)より

「関白殿から戦いをやめるように言われたが、境を接する大友氏から攻撃を受けているので、それなりの防戦をせざるを得ない」

この部分は(1)を受けての島津氏の回答ですが、秀吉の停戦命令を拒否し、紛争を続けていることが分かります。

次に資料文(3)を見ていきます。

資料文(3)より

「島津氏は秀吉の攻撃を受けたが、まもなく降伏した」

停戦を拒否した島津氏でしたが、結局秀吉に攻撃を受け、降伏しています。つまり、(2)・(3)は(1)の秀吉の方針が実際に適用されていたことを証明する内容となります。

以上をまとめて、解答を作成すると次のようになります。

【解答例】

秀吉は、戦乱の原因を大名の自力救済の慣習にもとづく領土紛争の解決手順にあるとして、まずは停戦を命じ、秀吉の裁定を受けるよう求め、従わない場合には武力で制裁を加える方針でのぞんだ。(89字)

強者の戦略

みなさんの解答はいかがだったでしょうか？今回の問題は惣無事令の説明に終始せず、いかに中世の自力救済に言及するかがポイントでしたね。最初にも言いましたが、「**中世社会から近世社会にかけての転換点をどのようにとらえるか**」というテーマが根底にあることをしっかり意識して解答を作成してくださいね。

さて前回同様、論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。**この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。**

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！